

生駒市規則第17号

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年12月生駒市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「^こ禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2号中「場合又は」を「場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は」に改める。

別表第1の第3級の項第2号中「^{そしやく}咀嚙」を「咀嚙」に改める。

別表第2の第1級の項第2号、第3級の項第2号、第4級の項第2号及び第6級の項第2号中「^{そしやく}咀嚙」を「咀嚙」に改め、同項第5号及び同表の第8級の項第2号中「^{せき}脊柱」を「脊柱」に改め、同表の第9級の項第6号及び第10級の項第3号中「^{そしやく}咀嚙」を「咀嚙」に改め、同表の第11級の項第7号中「^{せき}脊柱」を「脊柱」に改め、同表の第12級の項第3号、第13級の項第5号及び第14級の項第2号中「^{てつ}補綴」を「補綴」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条第1号の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。